

令和7年3月25日

告示

当財団は、本日 J B C 試合ルール第 15 条、J B C 制裁規定第 2 条第 1 項 5 号に基づき、大橋ボクシングジム（以下「大橋ジム」という）所属ボクサーである松本 圭佑（ライセンスNo.49225）選手を令和7年3月24日より1年間のライセンス停止処分とする。

理由： 大橋ジム松本 圭佑選手は、令和7年3月25日の試合の前日計量において減量失敗による体調不良を理由に試合をキャンセルさせた。

このことは競技としてのボクシングの権威と信用を著しく棄損する行為であり、当財団は松本 圭佑選手を令和7年3月24日より1年間のライセンス停止処分とする。

当財団は、本日 J B C 試合ルール第 15 条、J B C 制裁規定第 2 条第 2 項 2 号に基づき、大橋ジムのマネージャーである大橋 秀行（ライセンスNo.17145）氏を戒告処分とする。

理由： 大橋 秀行は上記記載の事実についてマネージャーとしての監督責任を負う義務がある。

以上

一般財団法人日本ボクシングコミッション